

平成29年度第3回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	(1) 茅ヶ崎市柳島キャンプ場の指定管理者応募に係る募集要項について (2) その他
日時	平成29年9月25日(月) 午後3時30分 開会 午後5時15分 閉会
場所	茅ヶ崎市総合体育館 2階 第2会議室
出席者氏名	藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・池澤龍三委員・池内忠弘委員・依田智義臨時委員 事務局9名 秋元企画部長、青柳行政改革推進室長、安西室長補佐、渡邊副主査、土井主任 (関係課・公園緑地課) 川口建設部長、深瀬公園緑地課長、塩川課長補佐、高橋副主査
資料	平成29年度第3回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第資料「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者募集要項(案)」 応募者説明会配布資料一式 施設別調査票
会議の公開・非公開	非公開
傍聴者数	なし
非公開の理由	行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報のため。(茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号)

(開会)

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

皆様、こんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは定刻となりましたので平成29年度第3回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、行政改革推進室長の青柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名及び臨時委員1名のうち現在5名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

それではまず、議題に入ります前に委嘱式に入らせていただきます。指定管理者選定等委員会委員につきましては、本日机上に配布させていただいている名簿のとおり、4名となります。また、今回の議題であります茅ヶ崎市柳島キャンプ場の指定管理者の選定にあたり、臨時委員1名を置くこととしております。

本来、市長から委嘱状を交付させていただくところではありますが、本日所要のため欠席でございますため、企画部長より委嘱状を交付させていただきますので自席にて委嘱状をお受け取りください。

【企画部長より依田委員へ委嘱状授与】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

それでは、本日より出席いただいております臨時委員の依田様より一言ご挨拶お願いいたします。

【依田臨時委員あいさつ】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ありがとうございました。

続きまして、本日ご出席いただいております委員及び事務局の紹介をさせていただきます。

【委員及び事務局職員紹介】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

続きまして、議題に移る前に配布資料の確認をお願いいたします。

【配布資料確認】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

なお、配布しました資料の中で茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例・茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例施行規則(案)につきましては、9月議会において審議中の現段階の(案)となっておりますので、恐れ入りますが本日会議終了後に回収をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。資料をデータでお送りしている委員長におかれましてはデータの削除をお願いいたします。

つづいて、議題に入ります前に前回の会議でお諮りさせていただいておりますが、本委員会の公開・非公開について、今後公募型プロポーザルにて指定管理者を募集する「茅ヶ崎市柳島キャンプ場の募集要項」に関する議論であり、市の内部情報にあたるため、非公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、藏田委員長をお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

事務局から話のあったとおり、本会議は非公開となりますのでよろしくお願い致します。

最初に議事録署名人を指名させていただきます。

審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するというところでございますので、名簿順で山本委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(山本副委員長)

了解いたしました。

(藏田委員長)

それでは、山本委員をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、はじめに議題1「茅ヶ崎市柳島キャンプ場の指定管理者応募に係る募集要項について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) (公園緑地課 塩川課長補佐)

それでは公園緑地課塩川よりご説明させていただきます。よろしくお願い致します。募集

要項の詳細説明に入る前に、茅ヶ崎市柳島キャンプ場の指定管理者の募集に至る経緯、主なポイントについて、ご説明させていただきます。

茅ヶ崎市柳島キャンプ場は、市の南西部に位置しており、湘南の海沿いにあることから、他のキャンプ場と比べ、冬期も比較的に温暖であり、1年を通して運営可能であり、年間およそ2万人もの利用者に、キャンプ、バーベキュー、イベントなどを楽しんでもいただいております。

柳島キャンプ場は、もともと県営であったものを、平成24年度に市に移管されてから、27年度まで、直営で管理運営をしておりましたが、28年度から今年度末までは、NPO団体と協働で管理運営をしている状況であります。

NPO団体のキャンプのノウハウを活用することで、次第に利用者数は増加をし、使用料収入も増えつつありますが、管理運営費が使用料収入を上回っている状況が続いていることが課題となっております。

そこで、専門的な経営力を備えた、指定管理者による管理運営をすることで、運営手法の工夫や、食材販売の実施などにより、利用者増及び利用料収入アップを図り、利用料収入で管理運営できるようにしたいと考えております。

また、今回の募集にかかる主なポイントとしましては、市からは、指定管理料は支払わず、指定管理者は、利用料収入や自らが実施する事業の収入をもって、キャンプ場の管理運営をすることです。

さらに、休場日・利用時間等については、市長の承認を受けて、指定管理者が設定をすることができるようにし、指定管理者の工夫によるサービス向上を図ります。特に、バーベキューなどの利用時間について、現行の利用時間を延ばし、午後10時まで実施可能にすることや、1日の中で利用時間を区切って、2部制、3部制の実施を可能にするものがあります。

つきましては、指定管理者募集要項（案）のご説明をさせていただきます。本募集要項（案）につきましては、「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」に基づき作成しております。

まず、募集要項の2ページをお開きください。項番3でございますが、「施設の概要」といたしまして、施設の名称・所在地や施設内容等を記載しております。なお、各施設の配置図につきましては、本要項の13ページ以降に添付してあります、別紙1-1及び1-2となっております。

つきましては、3ページをご覧ください。項番4「休場日及び利用時間」をご覧ください。休場日につきましては、週休1日を上限に指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとしております。

また、利用時間につきましては、「宿泊を伴わないテントサイト及び炊事場」の利用に

限り、現行の終了時間が午後5時までのところを、午後5時から午後10時までの間で、市長の承認を受けて定める時刻までとします。利用時間の設定につきましては、先ほど利用時間を区切って運営可能と述べましたが、詳細については、指定管理者の提案事項として後にあらためて、ご説明させていただきます。

項番5の「指定管理者が行う業務」でございますが、(1)「施設の運営に関する業務」から(6)「その他の業務」までの6項目を挙げております。詳細につきましては、本要項につづってあります、別紙2「茅ヶ崎市柳島キャンプ場 指定管理者管理運営の基準(案)」でお示ししております。

つづきまして、4ページ、項番6の「指定予定期間」につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間となります。

項番7の「経費に関する事項」でございますが、先ほども述べさせていただきましたとおり指定管理者は、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入をもって施設を運営することとし、市は指定管理料を支払わないものとしております。(1)利用料金では、指定管理者は、別添の「茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例(案)」4ページに記載されている別表に定められた利用料金の額の範囲内で、市長の承認を受けて定めるものとしております。利用料金の考え方の詳細については、指定管理者の提案事項として後に、あらためて、ご説明させていただきます。

また、(3)施設等の修繕費の負担区分では、キャンプ場にかかる修繕は、指定管理者が負担しますが、1件30万円以上の修繕は、市と協議をすることとしております。

項番8「指定管理者の募集に関する事項」につきましては、(1)「応募資格」として「ア」から「サ」までの11項目を記載しております。

(2)「募集要項の配布」につきましては、期間を9月30日(土)から10月31日(火)までとし、公園緑地課での窓口配布及びホームページからのダウンロードを可能としております。

(3)「応募者説明会及び現地見学会」につきましては、応募者説明会を10月19日(木)午後1時から午後2時まで、茅ヶ崎市総合体育館 会議室で行います。なお、説明会への参加のない団体は応募できないものとしております。

また、現地見学会につきましては、希望される団体と個別に日程調整をし、実施します。

つづきまして、6ページ上段、(4)「質問の受付」につきましては、10月2日(月)から23日(月)正午12時までを必着としております。受け付けた質問への回答につきましては、10月17日正午12時までに受けた質問については、10月19日の応募者説明会で回答し、それ以降の質問については、10月24日(火)までに、電子メールにて回答します。

また、主な質問・回答につきましては質問をした団体名を伏せたうえで、茅ヶ崎市ホー

ムページ「茅ヶ崎市柳島キャンプ場の指定管理者の募集について」のページ上でも公表いたします。

(5) 「応募書類の提出」につきましては、質問への回答が全て終わり、10月25日(水)から31日(火)までとしており、郵送は不可とし、公園緑地課窓口への「持参」といたします。

また、「オ 提出書類」につきましては、募集要項の後ろにつづってあります、別紙5「提出書類様式集」となっております。

つづきまして、募集要項7ページをお開きください。(7) 「提案を求める事項」につきましては、アからウまでの3項目を提示しております。

先ほども、ご説明させていただきましたとおり、指定管理者には、利用時間、利用料金等の設定の工夫により、さらなる利用者増、収益増、サービスの向上に繋がる提案をしていただきたいと、考えております。

まず、ア「利用時間について」につきましては、現行より変更する点として、「宿泊を伴わないテントサイト及び炊事場」の利用時間を「始まりの時間 午前11時はそのまま、終わりの時間を 午後5時から午後10時までの間」とし、さらに、その利用時間を区切って運営することができるようにします。利用時間の区切り方は、最大3部制まで設定することができます。終了時間、時間の区切り方は、季節や曜日などによる設定変更もできるものとします。

つづきまして、イ「利用料金の考え方について」ついてですが、利用料金につきましては、先ほども、述べさせていただきましたとおり、別添の「茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例(案)」4ページの別表に記載された利用料金の額の範囲内で、定めることができることとしています。特に、「宿泊を伴わないテントサイト及び炊事場の利用」については、「ア利用時間について」の提案内容に基づき、利用区分に応じた料金の提案をしていただきます。

また、「宿泊を伴わないテントサイト及び炊事場の利用料金」については、2部制または3部制を選択した場合、同一の利用者が連続して、複数の時間区分を利用した場合の利用料金は、トータルで1回分の利用料金を上限とします。さらに、各時間区分を異なる利用者が、利用した場合の利用料金は、利用者毎に1回分の利用料金を上限とします。

ウ「利用者増を図る取り組みについて」につきましては、実施可能な範囲で、自由に提案をしていただきます。例えば、食材販売やイベント開催等の自主事業を想定しています。委員のみなさまには、各団体のノウハウを活かした提案による、キャンプ場のサービス向上等に向けた具体的な取り組みについて、評価をしていただければと考えております。

つづきまして、募集要項8ページをご覧ください。項番9「指定管理者の選定及び指定に関する事項」についてでございます。審査は、応募書類に基づく書類審査、面接審査を

実施いたします。

書類審査につきましては、105点満点を60点満点に補正し、面接審査につきましては、60点満点を40点満点に補正いたしまして、計100点満点の総合評価点とします。総合評価点の合計が満点の6割以上で、かつ最も得点の高いものを第一候補者、2番目を次点者として設定いたします。

なお、申請者4者以上であった場合につきましては、書類審査を実施の上、書類審査の総合評価点の上位3者について面接審査を行います。

これらの審査により選定された申請者につきましては、本年12月の第4回市議会定例会におきまして、指定管理者の指定についての議案を提出し、議決後に指定管理者として指定する予定でございます。

最後に、このつづりの最後から2枚目の、別紙7「指定管理者選定審査評価表」をご覧ください。こちらが委員の皆様へに評価をお願いいたします評価表となっております。

標準の評価項目を基準に作成しておりますが、標準の評価項目から変更した箇所といたしましては、3「収支計画について」(2)の中の、「経費の縮減を図る提案があるか。」としておりましたものを「経費の縮減方法や市への納付金など、収支計画を立てる上で、工夫された提案になっているか。」に変更しております。ここでいう「市への納付金」とは、「キャンプ場の管理運営をしている中で、収入が、支出を上回った場合、収益の一部を茅ヶ崎市へ支払う金額」のことです。

また、5「施設の運営について」のなかで、(4)の中の、「稼働率」を「利用組数」に変更し、また、(8)から(11)の項目を新たに追加しております。追加した項目につきましては、キャンプ場における利用時間、利用料金の適切な設定及びその考え方や、人員配置、利用者増の取組み等について評価していただきます。

その他、裏面の7「事業主体について」(1)の中の、「可能と認められるような実績が提示されているか。」を「可能な体制を有しているか。」に変更させていただきました。

募集要項(案)のご説明につきましては、以上でございます。よろしくご審査をお願いいたします。

(蔵田委員長)

ありがとうございました。議題1について、ご意見・ご質問があればお願いいたします。

(蔵田委員長)

それではまず私から。質問として2点あります。まず1点目として、利用料金と事業収入の関係。施設利用による利用料金と、事業の収入によって指定管理者の収入とすることとしているということで、市から指定管理者への指定管理料については支払わないという

ことになっていますが、これまで市の直営、その後の協働推進事業による運営においては、収支はマイナスと申しますか、赤字での運営となっている。このように、現状は赤字での運営がなされている状況がありつつも、市からの指定管理料は支払わない、減免による収入減についても市からの補填はないということで、このことについての市の考え方はどのようなものでしょうか。指定管理者制度への移行に伴う、施設利用者の増を想定していて、そのことによる収益の増加によってすべてをまかなうという認識でよろしいでしょうか。これが1点目。2点目は、納付金についての質問です。施設別調査票を見てみると、収入の平均値がおおむね1400万円程度であり、支出の平均が4200万円程度ということで、約2800万円の赤字となっています。これを指定管理者制度を入れたことでの、利用者の増による利用料金増によってまかなうという考え方であるとすれば、今回、市側の想定では市への納付金も提案できるようになってはいるものの、独立採算で納付金を納められるくらいに収入が見込まれるという見解を本当に持っているのでしょうか。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

ただいまのご質問についてお答えします。説明会配付資料の14ページをご覧ください。ここには、26年度に直営でスタートして以降の各年度の収支実績と、今後の見通しを掲載しておりますが、30年度の欄をご覧ください。今回の指定管理者制度への移行に際しましては、利用料金や利用時間、利用区分について、これまでの既存の枠組みを大幅に広げるとともに、かつ2部制や3部制などについても、指定管理者の提案に基づいて採用できることとしております。ここでは、仮に2部制をとったとする場合の試算を市で行った結果、約110万円の利益の結果が出ているという状況であります。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

蔵田委員長からのご質問のうち、施設別調査表に掲載の数値に係る考え方についてご説明いたします。当該資料につきましては、本市で作成している「公共施設白書」の様式を用いて資料作成しているものであります。そのため、作成に当たりましては白書の掲載ルールに基づいて資料作成しており、例えば28年度における人件費の数値につきましては、おおむね1,060万円程度を計上しており、説明会配付資料14ページにおける人件費の計上数値とは異なります。こちらの数値につきましては、キャンプ場の運営に直接にかかる人件費に加えまして、公園緑地課内でキャンプ場との連絡調整等を行っている事務職員の人件費についても含めており、これは白書の作成ルールに基づくものであります。また、主な建物の減価償却費につきましても、白書の掲載ルールに基づいて記載していますが、実際に指定管理者が管理運営に際して支出を行う経費ではないため、説明会配付資料のほうでは掲載しておりません。そのため、事業者が収支計画をたてるうえで影響するも

のではないと考えております。

(藏田委員長)

そうなりますと、修繕費や工事請負費についても、施設別調査票のほうでは、おおむね年間当たり300万円以上の計上がありますが、こちらについても同様のものと理解してしまってよろしいでしょうか。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

修繕費につきましては、28年度決算ベースで、18,090円の計上があります。柳島キャンプ場については、施設が比較的新しいので、現時点ではまだあまり修繕費はかかっていない状況です。また、数年に1回の法定点検を行っており、その結果に基づいて修繕等は行っている状況にあります。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

施設別調査票のうち、修繕費・工事請負費の計上数値につきましても、先ほどの人件費の欄と同様に、白書のルールに基づいている部分となります。実際に28年度に生じた修繕費等については、先ほど公園緑地課長がご説明した金額のとおり少額でありましたが、白書の記載ルール上は、直近4年間に生じた修繕費等の額の平均値を各年度の欄に記載することとしておりまして、その数値が単年度当たり300万円程度となります。そのため、14ページの資料と施設別調査票とを比較した場合、施設別調査票のほうが経費の額が多く見えることとなりますが、実際に事業者が積算する収支計画については、14ページの資料ベースの内容で検討いただくことを想定しています。

(藏田委員長)

なるほど、資料の相違による計上の考え方の違いは理解しました。でも、それであれば、施設別調査票については、募集要項や説明会資料などと合わせて事業者に渡す資料からは除外した方がよいと感じますが、いかがでしょうか。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

もともと事業者に配布する想定資料ではなく、審議いただくために用意しているものでありますので、事業者にお渡しする資料からは除外してまいります。

(池澤委員)

募集要項のほうの別紙7、審査における評価表の件でお聞きしたいのですが、評価項目

の中で、3の(2)、経費の縮減方法や市への納付金についての項目と、5の(11)、利用者増を図る取組の提案についての項目は、どのように審査していけばいいのか、審査が難しいと感じました。やはり、3の(2)については、納付金のインパクトがどうしても強いと感じてしまいます。経費の縮減についてはわかりやすいですが、市の納付金は、わかりにくいです。委員の立場としては、実際の評価の際に、納付金の提案があればいいのか、あるとすれば金額が高いほうがいいのか、どれくらいの納付金であれば評価するのかという点で非常に悩ましい部分があると感じました。納付金については、具体的にいくらくらい納めればいいのかという基準について、何か市の考え方はありますか。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

納付金の提案については、詳細は説明会において事業者に対して話をする予定ですが、現時点では、市のほうでも特段の基準等は想定しておりません。必ずしも納付金を納めてもらうわけではないですし、むしろ、市民へのサービスの質を落とさないことを重視したいと考えています。その上で、事業者に余力があれば、追加で納付金を提案してほしいと考えています。

(池澤委員)

もう一点、5の(8)、利用時間の設定に関する項目から、5の(11)の利用者増の取組の提案についての項目までのうち、特に(8)から(10)については、施設の設置条例で定められている水準であるため、事業者が当たり前のように満たすことができるので、事業者間での点数の差がつきにくいのではないのでしょうか。それにしても、点数の比重が高いと感じました。(8)から(10)については、ひとつひとつの項目ごとに配点するのではなく、セットにしてしまったほうがよいと思いましたが、いかがでしょうか。

(事務局) (公園緑地課 塩川課長補佐)

5の(8)から(10)までの項目については、それぞれの項目ごとに、5点ずつの配点を想定しています。行政改革推進室とともに検討した段階では、これらの項目についてまとめることも考えましたが、まとめると点数の比重が下がってしまうため、現時点ではこのような配点にしています。

(池澤委員)

では、市としては、そこにウエイトを置きたいということなのですね。それならば理解しました。

(藏田委員長)

今の池澤委員のご意見についてですが、私も同様に感じている部分があります。いまご指摘いただいた箇所のうち、5の(8)や(9)は、おそらくどの事業者も満点の5点がつくことになるでしょう。でも、それであれば、この項目については、もっと具体的な話を記載したほうがよいと感じます。例えば、食品販売などの自主事業をはじめとして、市が指定管理者に求めることを評価項目にしっかりと盛り込んでいく方がよいのではないのでしょうか。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

確かに、その方がよいと感じます。この点については、事務局でも再度検討させていただきます。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

藏田委員長からのご質問のうち、評価項目5の(8)から(11)までの箇所に係る、所管課及び事務局での検討の経緯についてご説明申し上げます。今回の選定に際しましては、事業者に対して施設の利用時間や利用区分、利用料金についての提案をはじめとして、多くの提案事項を求めており、それらについては、第2-5号様式「事業計画書 5-2 施設の運営について(提案を求める事項)」として事業者を求めることとしております。ここでは、項番①の利用時間に係る提案から、④利用者増を図るための提案までの4項目について提案を求めておりました。この4項目が、評価項目5(8)から(11)までの4つの項目と連動しております。配点に当たっての想定といたしましては、例えば利用時間についての提案では、事業者によっては午前11時から午後10時までをフルに運営するとともに、3部制まで設定して多くの施設利用者のニーズにこたえようとする一方で、別の事業者は午後5時まで、かつ1部制のみと、従前の市の運営と変わらない運営を提案してくる可能性もあります。このため、必ずしもすべての事業者が5点満点の5点となるものではないのではないかと考えておりました。

また、利用料金につきましても、例えばテントサイトを市内在住の利用者が利用した場合、2500円が上限となりますが、事業者によっては、ある利用者が何区分も通して利用しようが、1区分のみ利用しようが、同額を設定することも可能であり、料金設定の内容につきましても事業者によって差が出てくるだろうと想定しました。

このような想定のもと、案のような評価項目を提案させていただきましたが、先ほどからのご意見を踏まえまして、いまいちど所管課と内容を検討したいと思っております。

(藏田委員長)

なるほど。検討の経過については理解しました。では、再度検討していただくということで、よろしくをお願いします。

(池澤委員)

あと、もうひとつ。今回、施設の利用者を増やすということについて提案を求めています。その際に忘れてはならないのは、安全管理への配慮があるのではないかと考えます。なので、そのことを、事業者にしっかりと伝える必要があるのではないのでしょうか。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

承知いたしました。事業者への説明会などを含めまして、必要に応じて事業者へそのことをしっかりと伝えるように努めます。

(山本副委員長)

今の池澤委員、藏田委員長の意見と関連で。そもそも、納付金の部分については、評価表でいきなり出てくるような仕立てになっていて、肝心の募集要項のほうにはその記載がない。文章のほうに載せずに、特段の説明もないまま、評価表や様式のみで記載で、納付金の提案を促してしまって本当によいのか、疑問に感じます。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ただいま、委員のみなさまから、納付金についてのご意見を多数いただきました。納付金の提案を事業者に求めることにつきましては、担当課である公園緑地課の強い意向があり、市内部での検討をしかりとした上で、このような形でご提案をさせていただいておりますが、納付金の提案をどのようにもとめていくべきかについては、今一度公園緑地課と検討をしたいと考えております。以上です。

(事務局) (川口建設部長)

柳島キャンプ場につきましては、神奈川県からの施設の移譲を受けてから、まずは直営での施設運営からスタートいたしまして、キャンプ場運営の経験が全くない、市職員による運営のもとで、いくつかの自主事業を企画して実施していくものの、なかなか稼働率が上がらない状況がまずありました。そこから、28年度には協働推進事業による施設運営に移行しまして、事業者のアイデアによりいろいろと魅力的な自主事業を実施しまして、施設の利用者数も増えて、稼働率も改善してまいりました。それらの経緯がある中で、このたびの指定管理者制度の導入に当たりましては、募集要項の検討の参考とするために、

キャンプ場の運営実績がある多くの事業者にヒアリングを行うとともに、神奈川県や山北町など、他の自治体におけるキャンプ場の指定管理の事例についても詳細にヒアリングを実施しております。それらの結果を踏まえた中では、施設運営における収益見込みや、市民サービスの向上の観点からも、今後見込まれるキャンプ場の可能性はかなり大きいものがあるという認識を持っています。

そのため、今回ではなく、次の指定管理期間におきましては、柳島キャンプ場の指定管理の1期目を運営し、収支状況をはじめとした、具体的な実績や成果が見えていることを踏まえ、例えば「収益がでたときには〇〇%を市に納付金として納付する」などの事項を明記した募集にするロードマップを将来的には描いています。

しかしながら、今回の選定に際しては、指定管理の1期目であり、実績が見えていないこと、これまでの直営及び協働推進事業での管理運営においては赤字での運営になっていることなどを踏まえると、今回からいきなり納付金を募集時の要件として明確に打ち出していくのは、少し厳しいのかなと考えています。

(藏田委員長)

現時点での市の考え方は分かりました。また、今後再度検討をしていただけるということも理解しました。その際には、例えば、大阪城公園の例を参考にしてはいかがでしょうか。大阪城公園は、指定管理者制度で管理運営している施設として、全国的に見ても、収益が出ているという点で、参考となる施設ではないかと考えています。ただ、そのような施設でも、収益が出るのかどうか、またそれを市に還元できるのかという点については、当初からある程度目論んでいたところと、そうでないところがあると思います。

民間事業者からすると、市の事業を請け負う際には、民間が純粋に事業を行うのと比べると、例えば何らかの許認可が伴う、さまざまな法令を遵守する必要があるなどの、事業者にとってのリスクがあるのです。そのため、やり方として、例えば指定管理期間4年間のうち、初年度である1年目に、まずは管理運営を実践して、そこでの収支状況を踏まえて、収入と支出の見直しを行っていくことも必要ではないかと感じました。また、必ずしも市へ「納付金」という形式で納めてもらうだけが手法ではないと。例えば、修繕のために、特財としてキープ、例えば基金として積み立てておくという手法も考えられるのではないのでしょうか。市への納付金として、市の一般財源に混ぜ込んでしまうと、他の事業の財源と一緒にたになってしまうので、キャンプ場に修繕が必要となったときに、そのための資金として使えない、まわらないかもしれない、まあ、大きな意味では、市民には還元はされるかもしれないけれど、明確には分からないということにもなってしまいます。かと言って、事業者のほうで、そのための現金を別個で管理して、数年間もっておくということはもちろん難しいと。いずれにしても、いまの説明の仕方だと、非常に中途半端と感じま

した。

(池澤委員)

藏田委員長の言われる通り、事業者目線で考えると、このような内容を募集時に示されると、市からは「納付金をより多く出すべき」と求められているのだろうと感じます。先ほど、所管課のほうから「納付金を多く出す」より「質を高める」ことに重きを置きたいと説明していただきましたが、どうしても、事業者とすれば、そのようにはとらえられず、逆の方向に行ってしまうものと推測してしまいます。

(藏田委員長)

依田委員、キャンプ場に精通しているお立場という観点で、何かご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

(依田委員)

では、私のほうから1点。私は、このような肩書でキャンプというものに関わらせていただきます。もっぱら、教育キャンプという観点での関わりが多くはありますが。そのような中で、昨今のキャンプ場の傾向としては、みなさんも耳にしたことはあるかもしれませんが、「グランピング」という手法が注目を浴びています。これは、何と言いますか、高級なホテルのようなキャンプを提供するもので、手ぶらでできるキャンプ、少しぜいたくな空間で、お金をかけてキャンプを楽しむという発想のものです。このことに代表されるように、キャンプの運営については、さまざまな手法が考えられている状況にあります。そのような環境下において、今回選定を行う、柳島キャンプ場については、「湘南で唯一のキャンプ場」という条件を備えていて、また海にもほど近いところに立地している。実は、それだけで非常に付加価値が高いんだろうと考えています。

柳島キャンプ場を取り巻く、このような状況を考えると、市が設置する、公的なキャンプ場として、近隣住民をはじめとした市民のみなさんに、より喜んでもらえるために、市として、柳島キャンプ場をどのような施設にしていきたいのかということを考えることが大事なのではないかと感じています。収益を求めるのももちろん大事ではありますが、利用者の方、もちろん茅ヶ崎市民を含めて、多くの方に、いかに喜んでもらえるような仕組みなり、事業なりを展開していけるのかということ、市が事業者に求める事項として、事業計画のなかに盛り込むことを検討してもよいと思いました。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

柳島キャンプ場をどのような施設として目指していくのかということにつきましては、

柳島キャンプ場が位置する立地との兼ね合いの中で、現在はこのように考えています。まずは、現在、経済部のほうで整備に向けた検討を行っております、「道の駅」との連携をしっかりとしていきたいと。また、30年3月に開園予定であり、総合競技場を備えている柳島スポーツ公園との連携による施設利用、また、地産地消への取り組み。これらのことをしっかりと踏まえながら、市として一体的に取り組んでいきたいと考えています。

(藏田委員長)

私のほうからも1点。資料の別紙2の2ページに、「2 管理運営方針」として、それぞれに記載の法律を遵守し、認可を得るといような記載がありますが、具体的にどのような許認可がいるのでしょうか。2の(4)、(5)については、単に法律を守るという内容なので問題ないと思いますが。もし許認可を業者が自分たちでとるとなると、かなりの労力がかかると思います。時間についても、1年や2年かけてやっていくという認識でよいのでしょうか。そういう意味では、条件はかなり厳しいのかなと思います。

(事務局) (公園緑地課 高橋副主査)

ただいまのご意見について、管理運営方針の(1)の旅館業法については、手続きをしていただく必要がありますが、(2)の森林法と、(3)の海岸法については、通常の許可については市が行うこととなっています。ただし、ここに記載されている、なお書きのとおり、保安林内の土地形質変更をする場合など、いくつかの限定したものについては事業者にやっていただく必要があります。その場合は確かに時間がかかると思います。

(藏田委員長)

そういうことであれば、今すでにある設備を使うことを前提にするという募集であれば、問題ないと感じますが、今回については、これまでの時間区分を夜間まで広げるという説明が先ほどありましたが、例えば夜間照明をつけるということになると、これまでにはなかった認可が必要になるということでもよろしいでしょうか。

(事務局) (公園緑地課 高橋副主査)

現在のキャンプ場運営においても、宿泊者については夜間のバーベキューもできるため、夜間照明の設備はすでにあります。しかしながら、設備として現状で足りていないとは言えず、暗いところもあるので、夜間使用できるスペースを増やすとなると、場合によっては認可の手続きが必要となってまいります。

(藏田委員長)

そうであれば、ある程度説明をする必要があると思います。すでにこの施設の運営をしていて、ある意味慣れている事業者であれば、そのあたりも機動的にできるかもしれませんが、この施設を運営したことがない事業者に対しては、丁寧な説明が必要であると感じます。

(事務局) (公園緑地課 高橋副主査)

そのように対応し、記述の修正を検討します。

(藏田委員長)

あともう1点。説明会資料の14ページに、「協働推進事業」とありますが、この言葉は、われわれ委員はともかくとしても、民間の事業者の方が聞いてもわからないと思います。普通の委託と何が違うのでしょうか。

(事務局) (公園緑地課 高橋副主査)

通常の委託は、仕様に基づいて業務を行ってもらいますが、それに対して、協働推進事業については、民間の創意工夫をしていただいて、事業を実施してもらおう枠組みとなっています。

(藏田委員長)

分かりました。ありがとうございます。今は協働推進事業で運営しているとのことですが、現在は、この施設を運営するのにどのくらいの人員体制でやっているのでしょうか。

(事務局) (公園緑地課 高橋副主査)

現在はNPO法人が運営していて、約20名の方が管理に関わっています。先ほどご説明いたしました施設別調査票に記載のとおり、1日に張り付く人員体制は平均的には3名程度ということですが、繁忙期については5名体制だったり、閑散期は2名体制だったり、季節によりばらつきがあります。

(藏田委員長)

説明会資料の14ページ、年度別収支実績のうち、NPO法人との協働推進事業で管理運営を行った28年度と29年度について、報償費と社会保険料の計上がゼロとなっています。これはどのような仕組みでしょうか。何か別の箇所に含まれているのか、それとも報償費や社会保険料に相当する支出はない、つまり従事者がボランティアでやっているということなのでしょうか。

(事務局) (公園緑地課 高橋副主査)

協働推進事業による管理運営に係る経費につきましては、市が協働推進事業者に対して支出している、負担金の内訳を23ページに掲載しています。

(藏田委員長)

わかりました。その分がプラスでかかるってことですね。

(事務局) (公園緑地課 高橋副主査)

藏田委員長ご指摘の、14ページの収支実績の負担金欄に、約1,400万円の金額の計上がありますが、23ページの資料の下段部分の表については、その負担金の内訳となっています。支出としては負担金として一括で支出していますが、その中の構成要素として、報償費や社会保険料に相当する部分が含まれます。

(藏田委員長)

そういうことですね。理解しました。

(山本副委員長)

23ページの資料が、14ページの資料の内訳になっているのであれば、このように場所が離れているのは、少しわかりにくくないですか。説明会の資料の順番がわかりにくいから、23ページの内訳は14ページの資料にもっと近いところにセットするほうが良いと感じます。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

資料順番については、そのように対応いたします。

(池内委員)

1点確認してもよろしいでしょうか。人員体制について、20名という話がありましたが、人件費の金額をみると3名くらいが妥当かなと思うんですが、実質は常時3名体制という考えでいいんですよね。

(事務局) (公園緑地課 高橋副主査)

そのとおりです。

(藏田委員長)

私からも1点。先ほど、依田委員から話がありましたが、茅ヶ崎市として、柳島キャンプ場という施設を、将来的にどのようなキャンプ場にしていきたいかということ、今回の募集に際して明確に打ち出しておいた方がいいかなと思います。依田委員の言うとおりに、湘南唯一のキャンプ場、かつ海にも近いロケーションという条件を考えると、民間事業者によるプロモーションのもと、効果的な打ち出し方を一定程度していくことで、おそらくは、大きな集客効果が見込めて、常に抽選となるくらいに人気のキャンプ場となる可能性はあるんだろうと。しかしながら、そうなった場合に、キャンプ場の運営としては成功であると言えるかもしれませんが、茅ヶ崎に居住する市民にとって、果たして本当にそれが良いことなのかどうかということについては、改めて立ち止まって考えなければならないと思います。

もちろん、所管課の意向として、民間のノウハウにより収益を上げるということが一番の目的であるということでもよいのかもしれませんが、一方で、先ほど依田委員がおっしゃっていた、茅ヶ崎の市民が利用するという観点での、教育や広域利用、スポーツ連携を積極的に考えることの必要性など、市としての考えを打ち出していくことは必要ないのでしょうか。プロモーションをして、市外から人がたくさん来ることはもちろんよいことですが、だからといって市外の方ばかりが施設を利用してしまい、市民の利用率はさほどでもない、という状況については、果たしてそれが良いのかどうか。そのせいで、気軽にキャンプ場を利用したい市民が、なかなか予約が取れない状況となっても良いのか、考える必要があります。

収益を出すということも重要な要素だとは思いますが、事業者に求めるものとして、例えば、これまでの収益等を重視した改善をどこまで行っていくのかについては一定程度のところまでにとどめて、あとは公的なキャンプ場として理想的な利用のあり方を考えてくださいという出し方をするのも1つです。このあたりは、民間の知恵を使ってやっていただくポイントだと思います。後戻りはできませんので、ここである程度の市の思いといいますか、考え方を示しておかないといけません。応募してくる事業者は、市が考える趣旨や考え方に賛同して、それに対して提案をさせていただきますので。

(依田委員)

私も言おうと思っていたのですが、そもそものところで、市として柳島キャンプ場という施設を、どうとらえて、将来どのようにしていきたいのか、どのように考えているのかということの考え、思いを、しっかりと記載した方がいいと思います。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

ただいま、キャンプ場に対する市の将来構想や考え方についてのご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえまして、事務局にて検討して、対応してまいりたいと思います。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

ただいまのご意見を踏まえまして、いまいちど所管課と協議して修正の内容を検討してまいりたいと考えております。つきましては、修正を行う箇所についてのご確認をさせていただきたいのですが、先ほどからのご意見である、柳島キャンプ場という施設を茅ヶ崎市がどのようにとらえ、どのような方向性を目指していきたいのかということについて、募集要項等に明記するべきという意見への対応として、募集要項上のいずれかの箇所、例えば募集要項の7ページ下段ウ「利用者増を図る取り組みについて」において、本市が目指す柳島キャンプ場の方向性を明記するという理解でよろしいでしょうか。

(依田委員)

募集要項等のいずれかの箇所に明記するという対応方法は良いと思いますが、できれば、冊子のうち前文のあたり、例えば、資料の別紙2の2ページのところに、「管理運営方針」という項目がありますので、この中に記載すると良いのではないかと思います。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

承知いたしました。ご意見を踏まえまして、記載する場所を含めまして、検討してまいります。

(藏田委員長)

先ほどの納付金の件については、単に市に納付金として納めるという仕組みだけではなく、例えば「収益が〇〇%でたら基金に積み立てます」というような仕組みも含めて検討していただければと思います。

(池澤委員)

1点確認ですが、今回の選定で、事業者が仮に納入金を提案してきたとして、それが評価されて一定程度の点数がついた場合に、その事業者が指定管理者に指定されて、実際に管理運営を開始した後、もし当初想定していたような利益が出なくて、納入金が出せなかったという場合にも、特にペナルティなどはないんですね。少し気になったのは、審査に落ちた他の事業者から、提案で納付金納めると言っていたのに、実際は納めていないんじゃないかと言ってくる可能性もあるかと思いましたので。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

そこに特段のペナルティなどは想定していません。

(藏田委員長)

他にご意見やご質問などありますでしょうか。よろしいですか。

そうでしたら、このあたりでこれまでのまとめをしたいと思います。

まず1点目。評価項目について、「5 施設の運営について」の(8)から(11)までの内容については、再度検討をしていただくということで、所管課が期待したいことに沿うような項目にしていただければと思います。

2点目。納付金をどうするのか、納付金の提案をこの募集のタイミングで求めていくのかについては、指定管理を開始してから、4年間の管理運営期間の途中で、収支状況などを勘案しながら見直しを行うことも含めて、どのように扱うのか、どう記載するべきなのかを再度検討していただければと思います。

3点目。柳島キャンプ場について、このたびの募集の趣旨や所管課としての将来的なビジョンについて、管理運営の基準などの冒頭のあたりに記載していただきたいということ。

意見として出されたのは、このあたりでしょうか。他に何かありますか。

(山本委員)

説明会配付資料のうち、14ページと23ページ、年度別収支実績とその内訳資料の並び順についても入れてもらえませんか。

(藏田委員長)

では、4点目は、説明会配付資料の並べ方を再度検討していただくということでお願いします。以上でよろしいですかね。それでは、これら4点の事項については、修正した内容について、後日改めて委員全員に確認をした上で決定していくという流れでよろしいでしょうか。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

その流れで差し支えありません。

(藏田委員長)

それでは、先ほどの4点について、修正した内容を確認するという条件で、承認することということでよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(藏田委員長)

それでは、これに基づいて進めていただければと思います。

次の議事に移りたいと思います。

議題の2、その他ですが。事務局から何かありますでしょうか。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

事務局よりご説明申し上げます。先ほどの議題1でいただいたご意見のうち、藏田委員長がまとめていただきました、4点の修正事項につきましては、会議終了の後に、事務局と所管課とで修正内容を早速検討してまいります。しかしながら、意見の内容といたしましては、募集要項の重要な事項に関するものもあるため、修正内容につきましては、いま1度各委員のみなさまにご確認いただければと考えております。

つきましては、募集開始予定日である9月30日まで、あまり日数がないことも踏まえまして、委員のみなさまにおかれましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではありますが、修正案の確認依頼を27日までにさせていただき、1両日程度でのお返事となるのですが、28日中に確認結果をご連絡いただければと思います。その後、再度の修正がある場合は29日に事務局にて対応させていただき、30日からの公募開始へとつなげてまいります。

委員のみなさまにはご負担をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(事務局) (行政改革推進室 土井主任)

今後のスケジュールにつきましては、募集要項に記載のとおり、平成29年9月30日より、公募を開始いたします。また、本日ご審議いただきました柳島キャンプ場に関する次回の本委員会につきましては、11月9日(木)に開催し、公募型プロポーザルに係る書類及び面接審査を行っていただく予定でございます。

なお、応募者が4者以上であった場合には、11月9日は書類審査のみを行う選定等委員会として開催し、その評価点の高かった上位3者について、11月16日(木)に、面接審査を実施いたします。

また、臨時委員以外の委員の皆さまにおかれましては、次回、第4回指定管理者選定委員会を10月19日(木)15時から開催させていただく予定です。前回の委員会で募集要項のご審議をいただいたケアセンターの公募型プロポーザルに係る書類及び面接審査を行っていただきます。第4回の委員会の公開・非公開については、法人その他の団体に関する情報にあたり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本日同様

非公開とさせていただきますもよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

委員会の詳細につきましては、後日開催通知にてご案内させていただきます。本日もご持参いただいている参考資料1～4については次回もご持参いただけますようお願いいたします。

最後に、本日お車でお越しの方は事務局にて確認印を押させていただきますので、委員会終了後お声かけください。

(事務局) (行政改革推進室 安西室長補佐)

ただいまのご説明に、補足させていただきます。今後の指定管理者選定等委員会の開催日程及び予定される審議事項についてご説明しましたが、日程と審議対象施設とが錯綜している部分もありますので、後日、審議予定等を加味したスケジュール表を参考までに送付させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。今のことで何かありますでしょうか。

では、ないようでしたら、以上をもちまして、平成29年度第3回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 山本 裕子